

平成25年2月8日

平成24年地方公務員給与実態調査結果の概要

平成24年4月1日現在の地方公務員給与実態調査結果の概要について、
別添のとおりとりまとめましたので公表します。

(連絡先)

自治行政局 公務員部 給与能率推進室

担当 : 小岩・宮川・藤巻

電話 : 03-5253-5551 (直)

03-5253-5111 (代)

(内線 23245、23252、23248)

FAX : 03-5253-5553

平成24年地方公務員給与実態調査結果等のポイント

1 地方公務員給与実態調査結果

<給与水準>

○ラスパイレス指数※¹（全団体平均） **107.0**

（参考値98.9）※²

→ 全地方公共団体平均で107.0（前年比8.1ポイント増）

→ ラスパイレス指数100超は、87.5%（1,566団体）

※¹ 全地方公共団体を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国家公務員の俸給月額を100として計算した指数

※² 「参考値」は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定特例法による措置が無いとした場合の値である。

区分	ラスパイレス指数	（参考値）
全地方公共団体	107.0	98.9
都道府県	107.5	99.3
市区町村 （指定都市含み）	106.8	98.7
指定都市	109.3	101.1
市	106.9	98.8
町村	103.3	95.5
特別区	108.3	100.1

ラスパイレス指数の最高値・最低値				
区分	最高値		最低値	
都道府県	111.7	静岡県	100.2	岡山県
指定都市	112.5	名古屋市	103.8	大阪市
市区町村	113.7	千葉県君津市 兵庫県芦屋市	78.9	大分県姫島村

2 他の給与関連調査結果

<給与削減措置の状況>

○ これまで（平成10年度から24年度）の削減影響額は、約2.1兆円

→ 平成24年4月1日現在における独自の給与削減措置

- ・団体数 966団体（54.0%）
- ・削減影響額 約1,500億円（年額）

1 地方公務員給与実態調査結果

1	ラスパイレス指数の状況・・・・・・・・・・	P1
	(1) 団体区分別の推移	P1
	(2) 分布状況の推移	P2
	(3) 都道府県のラスパイレス指数の状況	P3
	(4) 指定都市のラスパイレス指数の状況	P3
	(5) 中核市のラスパイレス指数の状況	P4
	(6) 市区町村のラスパイレス指数の状況	P5
	(参考値)	
	(3) 都道府県の参考値の状況	P7
	(4) 指定都市の参考値の状況	P7
	(5) 中核市の参考値の状況	P8
	(6) 市区町村の参考値の状況	P9
2	平均給与月額・・・・・・・・・・	P11
3	特殊勤務手当・・・・・・・・・・	P13

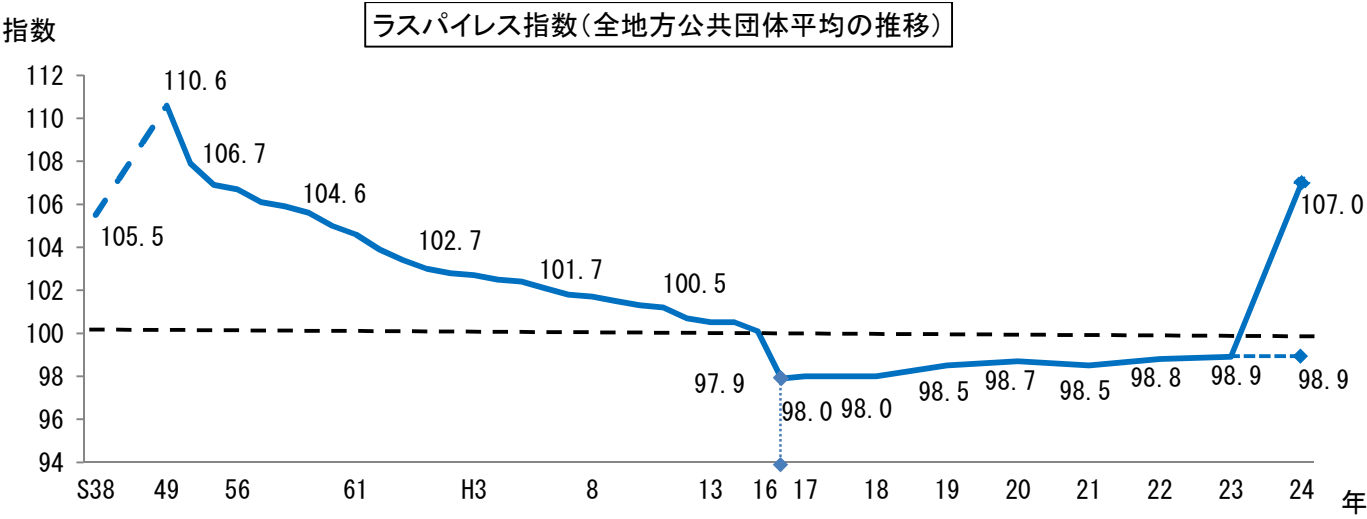
1 ラスパイレス指数等の状況

(1) 団体区分別の推移

<第1表 団体区分別ラスパイレス指数(一般行政職)>

区 分	S 49.4.1	H 4.4.1	H 14.4.1	H 23.4.1	H 24.4.1		増 減			
					指数	参考値	S49→H24		H23→H24	
							指数	参考値	指数	参考値
全地方公共 団 体 平 均	110.6	102.5	100.6	98.9	107.0	98.9	△ 3.6	△ 11.7	8.1	0.0
都 道 府 県	111.3	104.0	102.2	99.3	107.5	99.3	△ 3.8	△ 12.0	8.2	0.0
指 定 都 市	116.1	106.3	103.4	101.3	109.3	101.1	△ 6.8	△ 15.0	8.0	△ 0.2
市	113.8	103.8	101.2	98.8	106.9	98.8	△ 6.9	△ 15.0	8.1	0.0
町 村	99.2	96.5	96.0	95.3	103.3	95.5	4.1	△ 3.7	8.0	0.2
特 別 区	—	106.0	102.1	100.0	108.3	100.1	—	—	8.3	0.1

- ※1 S49. 4. 1の全地方公共団体平均（110. 6）は、過去最高値
 ※2 S49. 4. 1現在の全地方公共団体平均は、特別区を含んでいない。
 ※3 「参考値」は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定特例法による措置が無いとした場合の値である。



(2) 分布状況の推移

＜第2表 全地方公共団体のラスパイレス指数の分布状況(一般行政職)＞

区 分	S 49.4.1	H 4.4.1	H 14.4.1	H 23.4.1	H 24.4.1		増 減			
							S49→H24		H23→H24	
					指数	参考値	指数	参考値	指数	参考値
110以上	793	14	0	0	(5.2%) 93	(0.0%) 0	△ 700	△ 793	93	0
105以上	574	265	22	0	(44.7%) 799	(0.1%) 2	225	△ 572	799	2
100以上105未満	628	833	745	300	(38.0%) 680	(16.9%) 303	※1 52	※1 △ 325	380	3
100未満	1,321	2,194	2,521	1,484	(12.1%) 217	(83.0%) 1,484	△ 1,104	163	△ 1,267	0
内 訳	95以上 100未満	1,232	1,487	910	(10.2%) 182	(54.2%) 969	※2	※2	△ 728	59
	90以上 95未満	1,321	693	811	(1.6%) 28	(25.2%) 450	△ 1,104	163	△ 456	△ 34
	90未満	269	223	90	(0.4%) 7	(3.6%) 65			△ 83	△ 25
合 計	3,316	3,306	3,288	1,784	(100.0%) 1,789	(100.0%) 1,789	△ 1,527	△ 1,527	5	5

※1 S49.4.1及びS49→H24の増減には、特別区を含まない。

※2 S49.4.1及びS49→H24の増減のラスパイレス指数100未満の内訳については、分離できない。

※3 H23.4.1では、東日本大震災の影響により報告することが困難である団体(10団体)を除いて集計しており、H24.4.1現在では、5団体が市町村合併を行ったため、全地方公共団体数が昨年と比較し、5団体増加している。

(参考) 団体区分別ラスパイレス指数の分布状況(一般行政職)H24.4.1現在

区 分	都道府県		指定都市		市		町村		特別区	
	指数	参考値	指数	参考値	指数	参考値	指数	参考値	指数	参考値
110以上	(17.0%) 8	(0.0%) 0	(45.0%) 9	(0.0%) 0	(8.3%) 64	(0.0%) 0	(1.3%) 12	(0.0%) 0	(0.0%) 0	(0.0%) 0
105以上110未満	(66.0%) 31	(0.0%) 0	(50.0%) 10	(0.0%) 0	(59.5%) 456	(0.3%) 2	(29.9%) 279	(0.0%) 0	(100.0%) 23	(0.0%) 0
100以上105未満	(17.0%) 8	(44.7%) 21	(5.0%) 1	(75.0%) 15	(28.6%) 219	(27.4%) 210	(48.5%) 452	(4.9%) 46	(0.0%) 0	(47.8%) 11
100未満	(0.0%) 0	(55.3%) 26	(0.0%) 0	(25.0%) 5	(3.7%) 28	(72.4%) 555	(20.3%) 189	(95.1%) 886	(0.0%) 0	(52.2%) 12
内 訳	95以上 100未満	(0.0%) 0	(0.0%) 0	(25.0%) 5	(3.1%) 24	(59.3%) 455	(17.0%) 158	(51.0%) 475	(0.0%) 0	(52.2%) 12
	90以上 95未満	(0.0%) 0	(0.0%) 0	(0.0%) 0	(0.3%) 2	(12.1%) 93	(2.8%) 26	(37.9%) 353	(0.0%) 0	(0.0%) 0
	90未満	(0.0%) 0	(0.0%) 0	(0.0%) 0	(0.3%) 2	(0.9%) 7	(0.5%) 5	(6.2%) 58	(0.0%) 0	(0.0%) 0
合 計	(100.0%) 47	(100.0%) 47	(100.0%) 20	(100.0%) 20	(100.0%) 767	(100.0%) 767	(100.0%) 932	(100.0%) 932	(100.0%) 23	(100.0%) 23

(3) 都道府県のラスパイレース指数の状況

＜第3表 都道府県のラスパイレース指数＞

都道府県名	H24		H23	
	指 数	高い順	指 数	高い順
静 岡 県	111.7	1	103.4	1
宮 城 県	110.6	2	102.5	6
千 葉 県	110.5	3	102.6	4
秋 田 県	110.4	4	102.0	8
埼 玉 県	110.4	4	102.6	4
東 京 都	110.4	4	102.1	7
神 奈 川 県	110.4	4	102.9	2
福 岡 県	110.3	8	101.8	10
福 島 県	109.7	9	101.8	10
群 馬 県	109.7	9	101.9	9
茨 城 県	109.4	11	101.2	13
愛 知 県	109.1	12	102.9	2
熊 本 県	109.0	13	97.7	38
奈 良 県	108.8	14	100.8	14
大 分 県	108.8	14	100.7	15
山 形 県	108.7	16	100.0	20
和 歌 山 県	108.7	16	100.1	19
新 潟 県	108.6	18	99.6	27
山 口 県	108.5	19	97.4	39
山 梨 県	108.3	20	98.1	34
佐 賀 県	108.3	20	99.9	22
長 崎 県	108.0	22	100.7	15
福 井 県	107.8	23	100.3	17
青 森 県	107.7	24	99.9	22

都道府県名	H24		H23	
	指 数	高い順	指 数	高い順
富 山 県	107.7	24	99.8	25
石 川 県	107.7	24	100.0	20
広 島 県	107.7	24	99.6	27
京 都 府	107.6	28	99.2	29
愛 媛 県	107.4	29	100.2	18
沖 縄 県	107.4	29	99.2	29
滋 賀 県	107.3	31	99.9	22
岩 手 県	107.1	32	99.7	26
高 知 県	106.9	33	98.8	31
宮 崎 県	106.5	34	98.7	32
長 野 県	106.3	35	98.1	34
三 重 県	106.2	36	101.8	10
香 川 県	106.0	37	97.9	36
兵 庫 県	105.8	38	98.2	33
徳 島 県	105.6	39	97.9	36
栃 木 県	104.9	40	96.7	40
島 根 県	104.9	40	92.9	45
鹿 児 島 県	104.6	42	95.5	41
岐 阜 県	102.7	43	94.5	42
北 海 道	102.1	44	92.5	46
大 阪 府	101.4	45	93.4	44
鳥 取 県	101.2	46	94.0	43
岡 山 県	100.2	47	92.5	46

(4) 指定都市のラスパイレース指数の状況

＜第4表 指定都市のラスパイレース指数＞

指定都市名	H24		H23	
	指 数	高い順	指 数	高い順
名 古 屋 市	112.5	1	103.5	3
川 崎 市	112.2	2	103.7	2
横 浜 市	112.0	3	103.8	1
北 九 州 市	111.6	4	103.1	4
静 岡 市	111.3	5	103.0	5
京 都 市	111.1	6	99.9	17
神 戸 市	110.6	7	101.9	7
福 岡 市	110.5	8	102.3	6
さいたま市	110.0	9	101.7	8
仙 台 市	109.9	10	101.5	9

指定都市名	H24		H23	
	指 数	高い順	指 数	高い順
千 葉 市	109.6	11	100.8	12
岡 山 市	109.5	12	101.1	11
相 模 原 市	109.0	13	100.4	15
札 幌 市	108.9	14	100.6	13
熊 本 市	108.6	15	101.4	10
広 島 市	108.1	16	100.5	14
新 潟 市	107.7	17	99.0	18
堺 市	106.3	18	98.2	19
浜 松 市	105.8	19	98.0	20
大 阪 市	103.8	20	100.2	16

注:熊本市は、平成24年4月1日に中核市から指定都市となった。

(5) 中核市（全41市）のラスパイレス指数の状況

＜第5表 中核市(全41市)のラスパイレス指数＞

中核市名	H24		H23	
	指 数	高い順	指 数	高い順
西 宮 市	112.4	1	103.8	1
郡 山 市	111.1	2	102.8	2
豊 田 市	111.0	3	102.6	4
船 橋 市	110.6	4	102.8	2
宇 都 宮 市	110.5	5	102.2	5
大 分 市	110.5	5	101.7	9
大 津 市	110.2	7	102.1	6
横 須 賀 市	109.9	8	101.5	10
鹿 児 島 市	109.9	8	101.8	7
柏 市	109.8	10	101.4	11
岡 崎 市	109.8	10	101.4	11
姫 路 市	109.8	10	100.9	18
い わ き 市	109.7	13	100.8	20
岐 阜 市	109.7	13	101.1	15
宮 崎 市	109.6	15	101.8	7
倉 敷 市	109.4	16	101.2	14
高 松 市	109.3	17	101.4	11
川 越 市	109.2	18	101.1	15
豊 橋 市	109.0	19	100.9	18
福 山 市	108.9	20	100.3	24
秋 田 市	108.8	21	101.0	17

中核市名	H24		H23	
	指 数	高い順	指 数	高い順
富 山 市	108.8	21	100.6	22
東 大 阪 市	108.8	21	100.5	23
下 関 市	108.8	21	100.8	20
松 山 市	108.4	25	100.1	26
金 沢 市	108.3	26	100.0	28
久 留 米 市	108.2	27	100.1	26
盛 岡 市	108.1	28	99.9	29
和 歌 山 市	108.0	29	100.2	25
青 森 市	107.9	30	99.8	30
長 野 市	107.9	30	98.8	38
高 崎 市	107.7	32	99.7	31
高 知 市	107.5	33	98.9	37
尼 崎 市	107.4	34	99.7	31
長 崎 市	107.4	34	99.7	31
高 槻 市	107.3	36	99.5	34
前 橋 市	107.2	37	99.3	35
豊 中 市	107.0	38	99.2	36
旭 川 市	106.7	39	98.2	40
奈 良 市	104.9	40	96.7	41
函 館 市	100.6	41	98.3	39

(6) 市区町村（指定都市及び中核市を除く。全1,681団体）のラスパイレス指数の状況

＜第6表 市区町村のラスパイレス指数上位50団体及び下位50団体＞

(上位団体)

団 体 名	H24		H23	
	指 数	高い順	指 数	高い順
千葉県君津市	113.7	1	104.1	4
兵庫県芦屋市	113.7	1	103.9	5
神奈川県藤沢市	113.4	3	104.7	2
福島県桑折町	112.8	4	103.1	16
千葉県神崎町	112.7	5	102.9	19
千葉県市川市	112.4	6	103.8	6
福島県福島市	112.1	7	103.8	6
埼玉県熊谷市	112.1	7	103.5	9
千葉県鎌ヶ谷市	112.0	9	102.7	23
埼玉県戸田市	111.9	10	102.8	21
埼玉県桶川市	111.9	10	103.0	17
千葉県成田市	111.8	12	103.5	9
神奈川県葉山町	111.7	13	104.9	1
千葉県我孫子市	111.6	14	102.7	23
埼玉県八潮市	111.5	15	101.6	62
千葉県市原市	111.5	15	103.4	12
埼玉県川口市	111.4	17	103.5	9
埼玉県上尾市	111.4	17	102.7	23
兵庫県三田市	111.3	19	99.9	234
愛知県東海市	111.2	20	103.3	14
兵庫県伊丹市	111.2	20	101.8	50
千葉県八千代市	111.1	22	102.4	30
静岡県御殿場市	111.1	22	102.3	36
福岡県行橋市	111.1	22	101.2	83
埼玉県滑川町	111.0	25	101.5	65

団 体 名	H24		H23	
	指 数	高い順	指 数	高い順
千葉県松戸市	111.0	25	104.5	3
千葉県佐倉市	111.0	25	102.4	30
愛知県犬山市	111.0	25	102.2	38
広島県竹原市	111.0	25	103.0	17
長崎県時津町	111.0	25	103.2	15
神奈川県鎌倉市	110.9	31	102.3	36
東京都武蔵野市	110.8	32	102.1	41
東京都調布市	110.8	32	102.7	23
愛知県岩倉市	110.8	32	102.5	29
三重県四日市市	110.8	32	102.4	30
千葉県東金市	110.7	36	102.8	21
千葉県袖ヶ浦市	110.7	36	103.7	8
静岡県三島市	110.7	36	101.0	102
大分県日田市	110.7	36	101.8	50
埼玉県蕨市	110.6	40	101.8	50
東京都小金井市	110.6	40	103.4	12
静岡県沼津市	110.6	40	102.4	30
千葉県九十九里町	110.5	43	100.4	182
兵庫県川西市	110.5	43	102.4	30
埼玉県入間市	110.4	45	101.9	47
千葉県芝山町	110.4	45	100.4	182
東京都町田市	110.4	45	102.0	44
東京都国立市	110.4	45	100.9	110
神奈川県平塚市	110.4	45	102.4	30
静岡県熱海市	110.4	45	102.9	19

(下位団体)

団 体 名		H24		H23	
		指 数	低い順	指 数	低い順
大 分 県	姫 島 村	78.9	1	72.9	1
新 潟 県	粟島浦村	81.6	2	73.9	2
北 海 道	夕 張 市	82.4	3	75.9	4
北 海 道	留 萌 市	85.5	4	75.1	3
青 森 県	大 鰐 町	89.2	5	81.3	6
鹿児島県	伊 仙 町	89.2	5	85.7	19
鹿児島県	与 論 町	89.9	7	82.9	8
沖 縄 県	多良間村	90.5	8	81.8	7
沖 縄 県	伊平屋村	91.1	9	83.6	9
北 海 道	由 仁 町	91.3	10	84.5	12
沖 縄 県	粟 国 村	92.0	11	86.0	23
埼 玉 県	皆 野 町	92.5	12	84.7	13
東 京 都	御蔵島村	92.5	12	83.9	10
石 川 県	中 能 登 町	92.5	12	84.8	15
福 井 県	池 田 町	92.5	12	85.9	20
奈 良 県	上 牧 町	92.5	12	80.2	5
奈 良 県	下北山村	92.5	12	85.2	17
愛 媛 県	上 島 町	92.5	12	84.4	11
京 都 府	笠 置 町	93.3	19	84.8	15
愛 媛 県	愛 南 町	93.3	19	86.4	26
鹿児島県	徳之島町	93.5	21	85.9	20
石 川 県	穴 水 町	93.6	22	85.9	20
奈 良 県	天 川 村	93.6	22	86.5	28
青 森 県	黒 石 市	93.7	24	85.6	18
岐 阜 県	白 川 町	93.7	24	86.5	28

団 体 名		H24		H23	
		指 数	低い順	指 数	低い順
沖 縄 県	与那国町	94.0	26	86.8	32
石 川 県	宝達志水町	94.1	27	84.7	13
沖 縄 県	南大東村	94.3	28	87.5	39
沖 縄 県	北大東村	94.4	29	87.6	42
東 京 都	青ヶ島村	94.7	30	97.2	941
沖 縄 県	渡名喜村	94.7	30	87.6	42
愛 媛 県	伊 方 町	94.8	32	87.5	39
沖 縄 県	伊是名村	94.8	32	89.5	72
秋 田 県	五城目町	94.9	34	86.3	24
大 阪 府	泉佐野市	94.9	34	97.4	977
奈 良 県	上北山村	95.3	36	86.3	24
北 海 道	赤 平 市	95.5	37	86.9	36
東 京 都	三 宅 村	95.5	37	87.0	38
秋 田 県	八郎潟町	95.6	39	90.3	101
沖 縄 県	東 村	95.6	39	86.5	28
長 野 県	南相木村	95.9	41	86.9	36
宮 崎 県	西米良村	96.0	42	89.1	62
秋 田 県	井 川 町	96.1	43	87.6	42
長 野 県	泰 阜 村	96.1	43	87.6	42
愛 知 県	東 栄 町	96.1	43	87.5	39
熊 本 県	水 上 村	96.3	46	87.7	46
岩 手 県	普 代 村	96.5	47	86.4	26
岐 阜 県	池 田 町	96.6	48	88.6	55
新 潟 県	関 川 村	96.8	49	89.2	66
奈 良 県	三 宅 町	96.8	49	91.1	150

(3) 都道府県のラスパイレース指数の状況<参考値>

参考値

<第3表 都道府県のラスパイレース指数>

都道府県名	H24		H23	
	参考値	高い順	参考値	高い順
静岡県	103.2	1	103.4	1
宮城県	102.2	2	102.5	6
千葉県	102.2	2	102.6	4
埼玉県	102.1	4	102.6	4
神奈川県	102.1	4	102.9	2
秋田県	102.0	6	102.0	8
東京都	102.0	6	102.1	7
福岡県	101.9	8	101.8	10
福島県	101.4	9	101.8	10
群馬県	101.4	9	101.9	9
茨城県	101.1	11	101.2	13
愛知県	100.8	12	102.9	2
熊本県	100.8	12	97.7	38
山形県	100.5	14	100.0	20
奈良県	100.5	14	100.8	14
大分県	100.5	14	100.7	15
新潟県	100.4	17	99.6	27
和歌山県	100.4	17	100.1	19
山口県	100.3	19	97.4	39
山梨県	100.1	20	98.1	34
佐賀県	100.1	20	99.9	22
長崎県	99.8	22	100.7	15
富山県	99.6	23	99.8	25
石川県	99.6	23	100.0	20

都道府県名	H24		H23	
	参考値	高い順	参考値	高い順
福井県	99.6	23	100.3	17
広島県	99.6	23	99.6	27
青森県	99.5	27	99.9	22
京都府	99.5	27	99.2	29
愛媛県	99.3	29	100.2	18
沖縄県	99.3	29	99.2	29
滋賀県	99.2	31	99.9	22
岩手県	99.0	32	99.7	26
高知県	98.8	33	98.8	31
宮崎県	98.4	34	98.7	32
長野県	98.2	35	98.1	34
三重県	98.2	35	101.8	10
香川県	97.9	37	97.9	36
兵庫県	97.8	38	98.2	33
徳島県	97.6	39	97.9	36
栃木県	97.0	40	96.7	40
島根県	97.0	40	92.9	45
鹿児島県	96.7	42	95.5	41
岐阜県	95.0	43	94.5	42
北海道	94.4	44	92.5	46
大阪府	93.8	45	93.4	44
鳥取県	93.6	46	94.0	43
岡山県	92.6	47	92.5	46

(4) 指定都市のラスパイレース指数の状況<参考値>

<第4表 指定都市のラスパイレース指数>

指定都市名	H24		H23	
	参考値	高い順	参考値	高い順
名古屋市	104.0	1	103.5	3
川崎市	103.7	2	103.7	2
横浜市	103.5	3	103.8	1
北九州市	103.1	4	103.1	4
静岡市	102.9	5	103.0	5
京都市	102.7	6	99.9	17
神戸市	102.2	7	101.9	7
福岡市	102.2	7	102.3	6
さいたま市	101.7	9	101.7	8
仙台市	101.6	10	101.5	9

指定都市名	H24		H23	
	参考値	高い順	参考値	高い順
千葉市	101.3	11	100.8	12
岡山市	101.2	12	101.1	11
相模原市	100.7	13	100.4	15
札幌市	100.6	14	100.6	13
熊本市	100.3	15	101.4	10
広島市	99.9	16	100.5	14
新潟市	99.6	17	99.0	18
堺市	98.3	18	98.2	19
浜松市	97.8	19	98.0	20
大阪市	95.9	20	100.2	16

注:熊本市は、平成24年4月1日に中核市から指定都市となった。

(5) 中核市（全41市）のラスパイレス指数の状況＜参考値＞

参考値

＜第5表 中核市(全41市)のラスパイレス指数＞

中核市名	H24		H23	
	参考値	高い順	参考値	高い順
西宮市	103.9	1	103.8	1
郡山市	102.7	2	102.8	2
豊田市	102.6	3	102.6	4
宇都宮市	102.2	4	102.2	5
船橋市	102.2	4	102.8	2
大分市	102.1	6	101.7	9
大津市	101.9	7	102.1	6
横須賀市	101.6	8	101.5	10
鹿児島市	101.6	8	101.8	7
岡崎市	101.5	10	101.4	11
姫路市	101.5	10	100.9	18
いわき市	101.4	12	100.8	20
柏市	101.4	12	101.4	11
岐阜市	101.4	12	101.1	15
宮崎市	101.3	15	101.8	7
倉敷市	101.1	16	101.2	14
高松市	101.0	17	101.4	11
川越市	100.9	18	101.1	15
豊橋市	100.7	19	100.9	18
富山市	100.6	20	100.6	22
東大阪市	100.6	20	100.5	23

中核市名	H24		H23	
	参考値	高い順	参考値	高い順
福山市	100.6	20	100.3	24
下関市	100.6	20	100.8	20
秋田市	100.5	24	101.0	17
松山市	100.2	25	100.1	26
金沢市	100.1	26	100.0	28
久留米市	100.0	27	100.1	26
盛岡市	99.9	28	99.9	29
和歌山市	99.8	29	100.2	25
青森市	99.7	30	99.8	30
長野市	99.7	30	98.8	38
高崎市	99.6	32	99.7	31
尼崎市	99.3	33	99.7	31
高知市	99.3	33	98.9	37
長崎市	99.3	33	99.7	31
前橋市	99.1	36	99.3	35
高槻市	99.1	36	99.5	34
豊中市	98.9	38	99.2	36
旭川市	98.7	39	98.2	40
奈良市	96.9	40	96.7	41
函館市	93.0	41	98.3	39

(6) 市区町村（指定都市及び中核市を除く。全1,681団体）のラスパイレス指数の状況

＜第6表 市区町村のラスパイレス指数上位50団体及び下位50団体＞＜参考値＞

参考値

(上位団体)

団 体 名	H24		H23	
	参考値	高い順	参考値	高い順
千葉県君津市	105.1	1	104.1	4
兵庫県芦屋市	105.1	1	103.9	5
神奈川県藤沢市	104.8	3	104.7	2
福島県桑折町	104.2	4	103.1	16
千葉県市川市	103.9	5	103.8	6
千葉県神崎町	103.9	5	102.9	19
福島県福島市	103.6	7	103.8	6
埼玉県熊谷市	103.5	8	103.5	9
埼玉県桶川市	103.5	8	103.0	17
千葉県鎌ヶ谷市	103.5	8	102.7	23
埼玉県戸田市	103.4	11	102.8	21
千葉県成田市	103.3	12	103.5	9
神奈川県葉山町	103.2	13	104.9	1
千葉県我孫子市	103.1	14	102.7	23
埼玉県川口市	103.0	15	103.5	9
埼玉県上尾市	103.0	15	102.7	23
埼玉県八潮市	103.0	15	101.6	62
千葉県市原市	103.0	15	103.4	12
兵庫県三田市	102.9	19	99.9	234
愛知県東海市	102.8	20	103.3	14
兵庫県伊丹市	102.8	20	101.8	50
静岡県御殿場市	102.7	22	102.3	36
福岡県行橋市	102.7	22	101.2	83
千葉県松戸市	102.6	24	104.5	3
千葉県八千代市	102.6	24	102.4	30

団 体 名	H24		H23	
	参考値	高い順	参考値	高い順
愛知県犬山市	102.6	24	102.2	38
広島県竹原市	102.6	24	103.0	17
埼玉県滑川町	102.5	28	101.5	65
千葉県佐倉市	102.5	28	102.4	30
長崎県時津町	102.5	28	103.2	15
千葉県袖ヶ浦市	102.4	31	103.7	8
神奈川県鎌倉市	102.4	31	102.3	36
愛知県岩倉市	102.4	31	102.5	29
三重県四日市市	102.4	31	102.4	30
千葉県東金市	102.3	35	102.8	21
東京都武蔵野市	102.3	35	102.1	41
東京都調布市	102.3	35	102.7	23
静岡県沼津市	102.3	35	102.4	30
大分県日田市	102.3	35	101.8	50
埼玉県蕨市	102.2	40	101.8	50
静岡県三島市	102.2	40	101.0	102
千葉県九十九里町	102.1	42	100.4	182
東京都町田市	102.1	42	102.0	44
東京都小金井市	102.1	42	103.4	12
兵庫県川西市	102.1	42	102.4	30
埼玉県越谷市	102.0	46	101.4	68
埼玉県入間市	102.0	46	101.9	47
千葉県芝山町	102.0	46	100.4	182
東京都国立市	102.0	46	100.9	110
神奈川県平塚市	102.0	46	102.4	30
静岡県熱海市	102.0	46	102.9	19

(下位団体)

団 体 名		H24		H23	
		参考値	低い順	参考値	低い順
大 分 県	姫 島 村	72.9	1	72.9	1
新 潟 県	粟島浦村	75.3	2	73.9	2
北 海 道	夕 張 市	76.1	3	75.9	4
北 海 道	留 萌 市	79.0	4	75.1	3
青 森 県	大 鰐 町	82.4	5	81.3	6
鹿児島県	伊 仙 町	82.4	5	85.7	19
鹿児島県	与 論 町	83.0	7	82.9	8
沖 縄 県	多良間村	83.4	8	81.8	7
沖 縄 県	伊平屋村	84.1	9	83.6	9
北 海 道	由 仁 町	84.2	10	84.5	12
沖 縄 県	粟 国 村	84.8	11	86.0	23
奈 良 県	下北山村	85.3	12	85.2	17
埼 玉 県	皆 野 町	85.4	13	84.7	13
東 京 都	御蔵島村	85.4	13	83.9	10
福 井 県	池 田 町	85.4	13	85.9	20
奈 良 県	上 牧 町	85.4	13	80.2	5
石 川 県	中能登町	85.5	17	84.8	15
愛 媛 県	上 島 町	85.5	17	84.4	11
京 都 府	笠 置 町	86.0	19	84.8	15
愛 媛 県	愛 南 町	86.2	20	86.4	26
鹿児島県	徳之島町	86.4	21	85.9	20
石 川 県	穴 水 町	86.5	22	85.9	20
岐 阜 県	白 川 町	86.5	22	86.5	28
奈 良 県	天 川 村	86.5	22	86.5	28
青 森 県	黒 石 市	86.6	25	85.6	18
石 川 県	宝達志水町	86.8	26	84.7	13

団 体 名		H24		H23	
		参考値	低い順	参考値	低い順
沖 縄 県	与那国町	86.9	27	86.8	32
沖 縄 県	南大東村	87.2	28	87.5	39
沖 縄 県	北大東村	87.3	29	87.6	42
沖 縄 県	渡名喜村	87.4	30	87.6	42
秋 田 県	五城目町	87.5	31	86.3	24
沖 縄 県	伊是名村	87.5	31	89.5	72
愛 媛 県	伊 方 町	87.6	33	87.5	39
大 阪 府	泉佐野市	87.7	34	97.4	977
東 京 都	青ヶ島村	87.8	35	97.2	941
奈 良 県	上北山村	87.9	36	86.3	24
北 海 道	赤 平 市	88.1	37	86.9	36
東 京 都	三 宅 村	88.2	38	87.0	38
沖 縄 県	東 村	88.2	38	86.5	28
秋 田 県	八郎潟町	88.5	40	90.3	101
宮 崎 県	西米良村	88.6	41	89.1	62
長 野 県	南相木村	88.7	42	86.9	36
長 野 県	泰 阜 村	88.7	42	87.6	42
愛 知 県	東 栄 町	88.7	42	87.5	39
秋 田 県	井 川 町	88.8	45	87.6	42
熊 本 県	水 上 村	88.9	46	87.7	46
岩 手 県	普 代 村	89.2	47	86.4	26
岐 阜 県	池 田 町	89.2	47	88.6	55
岩 手 県	田野畑村	89.4	49	90.0	91
新 潟 県	関 川 村	89.4	49	89.2	66
奈 良 県	三 宅 町	89.4	49	91.1	150
島 根 県	海 士 町	89.4	49	88.3	50

2 平均給与月額

＜第7表 職種別平均給与月額(全地方公共団体)＞

(単位:歳・円)

職 種 区 分		平均 年齢	平均給料 月 額	諸手当 月 額	平均給与 月 額 ※1	国家公務員		
						平均 年齢	平均俸給 月 額 ※2	平均給与 月 額 ※2
全職種		42.7 (42.8)	339,171 (341,745)	82,459 (87,000)	380,826 (383,839)	42.8 (42.5)	<u>317,013</u> 342,168 (340,946)	<u>382,800</u> 411,745 (409,644)
主 な 内 訳	一 般 行 政 職	43.1 (43.3)	331,189 (334,379)	80,081 (87,482)	373,923 (377,625)	42.8 (42.3)	<u>304,944</u> 329,917 (327,205)	<u>372,906</u> 401,789 (397,723)
	技 能 労 務 職	48.1 (47.8)	318,959 (319,086)	61,907 (64,757)	357,233 (357,370)	49.7 (49.5)	<u>270,465</u> 285,030 (283,862)	<u>307,506</u> 323,181 (321,662)
	高 等 学 校 教 育 職	44.8 (44.9)	384,493 (386,442)	61,280 (61,795)	422,397 (424,830)	—	—	—
	小・中 学 校 教 育 職	43.8 (43.8)	368,725 (371,303)	53,172 (53,609)	405,388 (408,379)	—	—	—
	警 察 職	39.3 (39.4)	322,203 (324,966)	140,658 (152,745)	367,205 (370,694)	41.2 (41.2)	<u>297,622</u> 316,195 (316,868)	<u>346,716</u> 367,421 (367,972)

※ 上段H24・下段括弧書きH23とする。

※1 「平均給与月額」は、国家公務員と比較するため、平均給料月額+諸手当月額の一部を合計したものである。

※2 国家公務員の「平均俸給月額」及び「平均給与月額」欄については、上段下線付きH24(減額後)・中段H24(減額前)・下段括弧書きH23)

(注)1 「平均給料月額」とは、給料の調整額及び教職調整額を含むものであり、「諸手当月額」とは、月ごとに支払われることとされている扶養手当、地域手当、住居手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当等の諸手当の額を合計したものである(期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、任期付研究員業績手当、特定任期付職員業績手当及び災害派遣手当は含まない。)。

2 「平均給与月額」とは、平均給料月額と月ごとに支払われることとされている全手当から時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当を除いた額を合計したものである。

3 「高等学校教育職」には特別支援学校、専修・各種学校の教員を含み、「小・中学校教育職」には幼稚園の教員を含む。

4 国家公務員については、一般行政職は行政職俸給表(一)、技能労務職は行政職俸給表(二)、 警察職は公安職俸給表(一)の数値である。

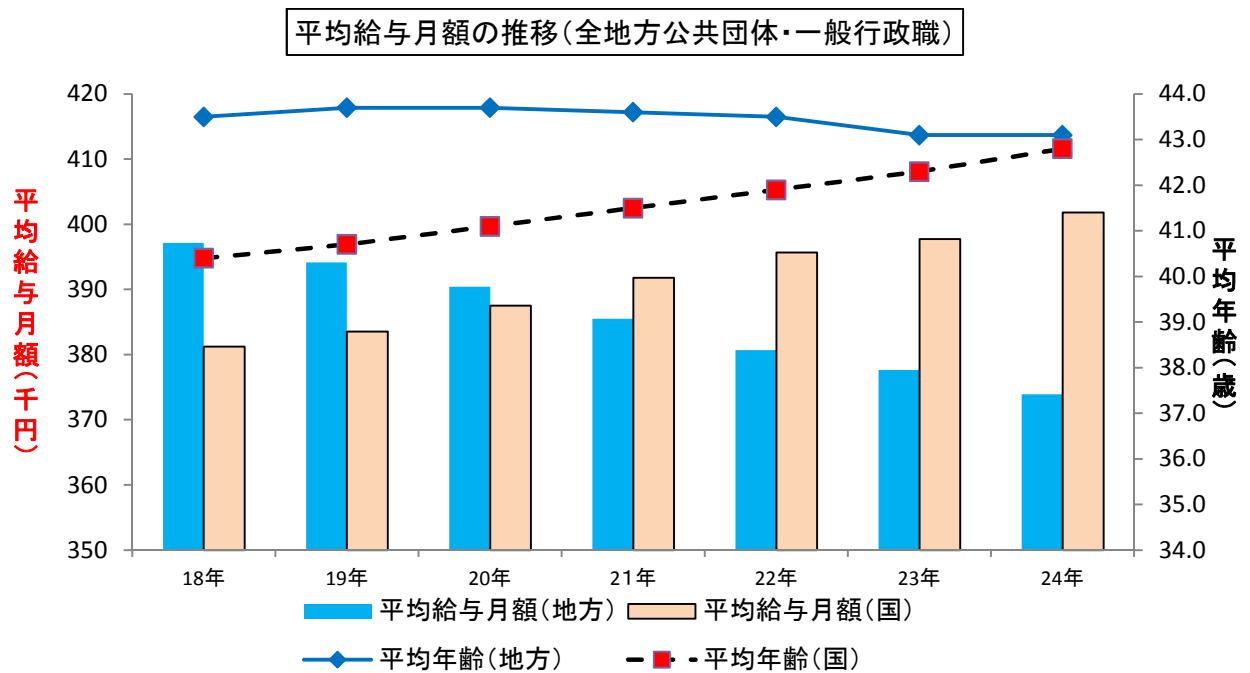
<第8表 団体区分別平均給与月額(一般行政職・H24)>

(単位:歳・円)

団 体 区 分	平均年齢	平均給料月額	諸手当月額	平均給与月額
全地方公共団体	43.1	331,189	80,081	373,923
都 道 府 県	43.5	336,945	84,015	377,603
指 定 都 市	42.5	334,994	112,671	395,305
市	42.9	329,475	73,333	369,439
町 村	42.8	316,985	45,219	344,759
特 別 区	42.9	329,450	122,147	408,278
国	42.8	304,944 329,917	—	372,906 401,789

(注) 1 平均給料月額、諸手当月額、平均給与月額は、第7表に同じ。

2 国の欄は、上段(減額後)・下段(減額前)の行政職俸給表(一)の数値である。



3 特殊勤務手当

＜第9表 団体区分別特殊勤務手当(4月分支給額・全職種・職員1人当たり)＞

団体区分	H14		H23		H24		H23 → H24		H14 → H24	
	支給額	職員1人 当たり	支給額	職員1人 当たり	支給額	職員1人 当たり	支給額	職員1人 当たり	支給額	職員1人 当たり
全地方公共 団 体	(百万円) 18,316	(円) 5,831	(百万円) 15,770	(円) 5,651	(百万円) 15,329	(円) 5,529	(百万円) △ 441	(円) △ 122	(百万円) △ 2,987	(円) △ 302
都 道 府 県	6,927	4,228	7,099	4,669	6,941	4,580	△ 158	△ 89	14	352
指 定 都 市	2,671	11,250	1,163	4,831	1,136	4,678	△ 27	△ 153	△ 1,535	△ 6,572
市	5,347	7,612	5,311	7,290	5,190	7,265	△ 121	△ 25	△ 157	△ 347
町 村	1,273	3,587	591	4,128	569	4,025	△ 22	△ 103	△ 704	438
特 別 区	271	3,507	66	1,049	60	968	△ 6	△ 81	△ 211	△ 2,539

＜第10表 職種別特殊勤務手当 職種別職員数及び職員1人当たり支給額(4月分)の推移＞

職種区分	H14		H23		H24		H23→H24	H14→H24
	職員数	職員1人 当たり	職員数	職員1人 当たり	職員数	職員1人 当たり	職員1人 当たり	職員1人 当たり
全 職 種	(人) 3,141,107	(円) 5,831	(人) 2,790,689	(円) 5,651	(人) 2,772,480	(円) 5,529	(円) △ 122	(円) △ 302
一 般 行 政 職	974,742	1,036	840,609	486	834,873	414	△ 72	△ 622
医師・歯科医師職	23,806	166,193	13,000	221,508	12,596	217,507	△ 4,001	51,314
看護・保健職	159,616	16,804	98,999	13,036	96,473	13,369	333	△ 3,435
消 防 職	152,642	8,286	156,690	5,977	157,128	5,883	△ 94	△ 2,403
警 察 職	233,583	10,345	254,318	10,093	255,734	9,071	△ 1,022	△ 1,274

(参考) 1人当たりの手当支給額の多い職種における特殊勤務手当の例

区 分	特殊勤務手当の例
医師・歯科医師職	・緊急診療手当(緊急の診療業務のため、勤務時間外に待機を命ぜられ、緊急業務に従事したとき)など
看護・保健職	・救急呼出手当(勤務時間外に救急業務に従事したとき)など
警察職	・銃器犯罪捜査従事手当(銃器を使用した犯人等の逮捕業務) ・爆発物処理作業手当(爆発物の回収、解体、爆破等の業務)など
消防職	・消防業務手当(火災その他災害等の現場に出動した場合) ・緊急出勤手当(緊急の業務のため出勤した場合)など

2 他の給与関連調査結果

<参考1>

地方公共団体における独自の給与削減措置の状況・・・P1

<参考2>

給与制度・運用の適正化状況・・・・・・・・・・P5

<参考3>

地方公務員給与の「わたり」の状況について・・・・・・P6

<参考4>

地方公務員の自宅に係る住居手当について・・・・・・P11

<参考5>

地方公務員の地域手当について・・・・・・P15

地方公共団体における独自の給与削減措置の状況① (平成24年4月1日現在)

全地方公共団体の過半数の団体(966団体/1,789団体、54.0%)が、独自に給料や手当の削減措置を実施し、年額約1,500億円を削減

- 何らかの給与削減を実施している団体は、966団体(54.0%)
- 一般職の給与削減を実施している団体は、459団体(25.7%)
- 一般職の給料(本給)削減を実施している団体は、187団体(10.5%)
- 地方公共団体は、これまでも多くの団体において給与削減措置が取り組まれている。

1－1 給与(給料(本給)、諸手当)削減団体内訳

区 分	団体数				全団体数 (B)	A/B(%)
	両方	一般職のみ	特別職のみ	計(A)		
都道府県	33	0	7	40	47	85.1
指定都市	7	0	6	13	20	65.0
市区町村	351	68	494	913	1,722	53.0
計	391	68	507	966	1,789	54.0

1－2 一般職給与削減団体の内訳

区 分	給料(本給)削減 (C)※	C/B(%)	手当のみ削減 (D)	D/B(%)	一般職削減団体 (C)+(D) (E)	E/B(%)
都道府県	24	51.1	9	19.1	33	70.2
指定都市	4	20.0	3	15.0	7	35.0
市区町村	159	9.2	260	15.1	419	24.3
計	187	10.5	272	15.2	459	25.7

※「給料(本給)削減(C)」の団体数は、給料(本給)のみ削減実施団体、給料(本給)及び手当の削減実施団体の合計

- 全体の削減影響額は、約1,500億円(1,480億円)

2 削減影響額

	削減影響額(億円)		
	一般職	特別職	計
都道府県	1,133	4	1,137
指定都市	135	1	136
市区町村	173	34	207
計	1,441	39	1,480

<参考1－②>

**地方公共団体における独自の給与削減措置の状況②
(都道府県・指定都市の給料（本給）削減状況)**

○都道府県・指定都市における一般行政職の給料（本給）削減の状況

平成24年4月1日現在

削減率の区分	団体数	給料（本給）削減を実施している団体（削減率）
8 %～	8	北海道 (9～4%) 群馬県 (8～2%) 岐阜県 (11～3%) 三重県 (15～3%) 大阪府 (14～3%) 岡山県 (10～7%) 千葉市 (9～0.5%) 大阪市 (14～3%)
5 %～8 %未満	9	青森県 (5～3%) 福島県 (5%) 茨城県 (5～3%) 栃木県 (5%) 滋賀県 (7～1%) 兵庫県 (7～2.5%) 山口県 (6～5%) 徳島県 (5～1%) 鹿児島県 (6～2%)
3 %～5 %未満	4	富山県 (3～2%) 山梨県 (4～3%) 愛知県 (3%) 奈良県 (3～0.5%)
2 %～3 %未満	4	京都府 (2%) 和歌山県 (2%) 香川県 (2.5～0.5%) 名古屋市 (2～1%)
2 %未満	1	愛媛県 (1～0.5%)

※一部実施団体を含む

<参考1－③>

地方公共団体における独自の給与削減措置の状況③
(市区町村の給料(本給)削減状況)

○市区町村における一般行政職の給料(本給)削減の状況(団体数)

平成24年4月1日現在

区 分	給料(本給)削減率					
	20%以上	15～ 20%未満	10～ 15%未満	8～ 10%未満	5～ 8%未満	5%未満
市 区	1	1	7	6	36	54
町 村	0	0	7	4	15	28
合 計	1	1	14	10	51	82

○一般行政職の給料(本給)削減を実施している主な団体(市区町村)

削減率の区分	給料(本給)削減を実施している主な団体(削減率)	
20%～	北海道夕張市(22.57～10.62%)	
15%～ 20%未満	北海道留萌市(17～12%)	
10%～ 15%未満	北海道由仁町(14～10%) 北海道赤平市(11%) 青森県黒石市(10～5%) 長野県売木村(12.2～4.3%) 大阪府泉佐野市(13～8%) 大阪府松原市(10～1%) 島根県海士町(11.3～2.8%)	北海道洞爺湖町(12.05～5%) 北海道八雲町(10～8%) 青森県大鰐町(10～5%) 京都府宮津市(10～4%) 大阪府吹田市(12.5～3%) 奈良県上牧町(10～5%) 鹿児島県阿久根市(10～4%)
8%～ 10%未満	北海道函館市(8～3%) 北海道美唄市(9.8～7.4%) 北海道余市町(8.15～3.15%) 大阪府高石市(9～2%) 兵庫県三木市(8～6%)	北海道釧路市(9～2.3%) 北海道木古内町(8.7～2.7%) 福島県泉崎村(8～5%) 兵庫県尼崎市(8～1%) 島根県川本町(8.5～3.5%)

※一部実施団体を含む

<参考1－④>

地方公共団体における独自の給与削減措置の状況④ (平成10年度～平成24年度)

○地方公共団体では、従来より多くの団体において給与削減措置を実施。
○平成10年度から平成24年度までの削減影響額は約2.1兆円。

区 分	平成10年度		平成11年度		平成12年度		平成13年度		平成14年度	
	削減影響額(億円)	実施団体数	削減影響額(億円)	実施団体数	削減影響額(億円)	実施団体数	削減影響額(億円)	実施団体数	削減影響額(億円)	実施団体数
都道府県計	36	13	843	19	1,522	22	926	23	984	34
指定都市計	4	3	1	1	4	3	2	3	29	6
市区町村計	24	168	30	218	37	160	52	200	116	1,002
合 計	64	184	874	238	1,563	185	979	226	1,129	1,042

区 分	平成15年度		平成16年度		平成17年度		平成18年度		平成19年度	
	削減影響額(億円)	実施団体数	削減影響額(億円)	実施団体数	削減影響額(億円)	実施団体数	削減影響額(億円)	実施団体数	削減影響額(億円)	実施団体数
都道府県計	1,051	38	1,069	44	1,008	46	1,274	46	1,141	39
指定都市計	153	8	86	9	69	13	28	14	16	13
市区町村計	168	1,250	251	1,355	373	1,314	355	1,089	346	1,093
合 計	1,372	1,296	1,406	1,408	1,451	1,373	1,656	1,149	1,503	1,145

区 分	平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度	
	削減影響額(億円)	実施団体数	削減影響額(億円)	実施団体数	削減影響額(億円)	実施団体数	削減影響額(億円)	実施団体数	削減影響額(億円)	実施団体数
都道府県計	1,300	40	2,051	42	1,834	42	1,179	39	1,137	40
指定都市計	5	11	54	12	71	13	58	12	136	13
市区町村計	359	1,088	359	1,085	284	1,004	213	930	207	913
合 計	1,664	1,139	2,465	1,139	2,188	1,059	1,450	981	1,480	966

区 分	H10～H24 削減 影響額累計(億円)
都道府県計	17,355
指定都市計	716
市区町村計	3,174
合 計	21,245

注) 削減額及び実施団体数は給与削減(抑制)措置の状況調によるもの。
注) 市区町村計のうち平成10年度～平成13年度は町村分を除く

<参考2>

給与制度・運用の適正化状況

平成23年度中において、給料表の適正化等給料の水準適正化のための措置を講じた団体は述べ148団体。また、諸手当や退職手当の適正化を行った団体は述べ341団体であった。

○ 平成23年度中における給与適正化等の状況

(単位:団体)

区 分	初任給基準 の 是 正	わたりの 適正化	給料表 の適正化	退職時特別 昇給等の 適正化	小 計 (A)
都道府県	0	1	0	0	1
指定都市	1	1	1	0	3
市 区	11	22	60	7	100
町 村	4	10	17	13	44
計	16	34	78	20	148

区 分	諸手当の適正化			退職手当 の 是 正	小 計 (B)	合 計 (A) + (B)
	特殊勤務 手 当	住居手当	その他の 手 当			
都道府県	13	8	5	1	27	28
指定都市	6	1	1	0	8	11
市 区	60	56	65	29	210	310
町 村	27	25	31	13	96	140
計	106	90	102	43	341	489

(注) 合計の団体数は、延べ数である。

地方公務員給与の「わたり」の状況について

地方公務員給与の「わたり」とは、

- ① 給与決定に際し、級別職務分類表及び級別標準職務表に適合しない級へ格付を行うこと
 - ② ①の他、実質的にこれと同一の結果となる級別職務分類表、級別標準職務表又は給料表を定めること
- により、給与を支給することをいう。

○ 地方公務員法第24条第1項

職員の給与は、その職務と責任に応ずるものでなければならない。（職務給の原則）

「わたり」の制度のある団体（平成24年4月1日時点）

「わたり」の制度のある団体は 85団体（4.8％）

〔対前年度比：▲19団体〕

区 分	平成23年 4月1日時点	平成24年 4月1日時点	H24-H23	区分別 団体数
全 団 体	104団体 (5.8%)	85団体 (4.8%)	▲19団体	1,789団体 〔1,794団体〕
都道府県	1団体 (2.1%)	0団体 (0.0%)	▲1団体	47団体 〔 “ 〕
指定都市	0団体 (0.0%)	0団体 (0.0%)	増減なし	20団体 〔19団体〕
市	78団体 (10.2%)	67団体 (8.7%)	▲11団体	767団体 〔 “ 〕
町 村	25団体 (2.7%)	18団体 (1.9%)	▲7団体	932団体 〔938団体〕
特別区	0団体 (0.0%)	0団体 (0.0%)	増減なし	23団体 〔 “ 〕

※1 都道府県・指定都市については、上記のほか、「わたり」に係る課題のある団体（団体側は「わたり」でないとしているが、説明が不十分と考えられるもの。）が、1団体ある。

※2 割合は、各年の区分別団体数に対するものである。

※3 区分別団体数の上段は平成24年4月1日時点の団体数であり、下段の〔 〕書きは平成23年4月1日時点の団体数である。

※ 「わたり」の該当基準

次の①又は②のいずれかにより給与を支給すること。

- ① 給与決定に際し、級別職務分類表及び級別標準職務表に適合しない級へ格付を行うこと
- ② ①の他、実質的にこれと同一の結果となる級別職務分類表、級別標準職務表又は給料表を定めること

②の具体の該当基準については、少なくとも、次の(1)から(4)のいずれかに該当する場合には、原則として「わたり」に該当。

- (1) 級別職務分類表及び級別標準職務表が、職務を明確に分類したものとなっていない場合

例) 主査(3～5級)が一定の経験年数を経れば、4級から5級に昇格する場合

- (2) 一つの職が4つ以上の級にわたって格付けられている場合

- (3) 国家公務員の官職と職務・職責が同等な職の級の格付けが、国家公務員の本省の格付けを超えている場合

例) 国の係員に相当する職を3級以上に格付け
国の主任に相当する職を4級以上に格付け
国の係長に相当する職を5級以上に格付け
国の課長補佐に相当する職を7級以上に格付け

- (4) 国家公務員の官職と職務・職責が同等な職の給料月額の高水準が、国家公務員の俸給月額の高水準を相当程度超えている場合

総務省は、引き続き、「わたり」の制度のある地方公共団体に対して適正化を求めるとともに、各地方公共団体に対し、職員の給与について情報公開を徹底するよう助言。

地方公務員給与の「わたり」に係る状況

<都道府県・指定都市>

平成24年4月1日現在

団体名	わたり制度の有無	内容（人数）	対前年度比 （人）
千葉県（※）		「わたり」の制度を廃止	▲948
大阪市	△	課長補佐級の給料月額が国の課長補佐級を1割以上超過	—

※ …「わたり」の制度を廃止した団体

△ …「わたり」に係る課題のある団体

<市区町村>

平成24年4月1日現在

都道府県名	団体数 （団体）	人数 （人）	市区町村名	対前年度比	
				（団体）	（人）
北海道	9	105	室蘭市、苫小牧市、深川市、登別市、東神楽町、音威子府村、幕別町、芽室町、羅臼町	▲3	▲36
青森県	0	0		—	—
岩手県	0	0		—	—
宮城県	0	0		—	—
秋田県	0	0		—	—
山形県	0	0		▲2	▲90
福島県	0	0		—	—
茨城県	1	3	高萩市	▲1	▲6
栃木県	0	0		—	—
群馬県	1	1	嬬恋村	0	▲3
埼玉県	4	1,423	川越市、草加市、越谷市、三芳町	0	▲38
千葉県	2	162	浦安市、袖ヶ浦市	0	▲78
東京都 （市町村）	0	0		▲2	▲106
東京都 （区）	0	0		—	—
神奈川県	1	30	鎌倉市	▲1	▲15
新潟県	0	0		—	—
富山県	0	0		—	—
石川県	0	0		—	—
福井県	0	0		—	—
山梨県	0	0		—	—
長野県	10	437	長野市、松本市、上田市、茅野市、佐久市、南相木村、軽井沢町、飯島町、平谷村、南木曾町	▲1	▲39
岐阜県	1	111	大垣市	0	7
静岡県	2	45	熱海市、伊東市	0	▲11
愛知県	0	0		—	—
三重県	1	2	紀宝町	1	2
滋賀県	0	0		—	—
京都府	0	0		—	—
大阪府	19	3,147	豊中市、池田市、吹田市、高槻市、貝塚市、茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市、河内長野市、大東市、箕面市、摂津市、高石市、藤井寺市、東大阪市、泉南市、阪南市、忠岡町	▲3	▲1,041

都道府県名	団体数 (団体)	人数 (人)	市区町村名	対前年度比	
				(団体)	(人)
兵 庫 県	0	0		—	—
奈 良 県	6	1,041	奈良市、大和郡山市、桜井市、生駒市、香芝市、安堵町	▲ 1	▲ 11
和 歌 山 県	0	0		—	—
鳥 取 県	0	0		—	—
島 根 県	0	0		—	—
岡 山 県	0	0		—	—
広 島 県	1	343	三次市	0	▲ 1
山 口 県	0	0		—	—
徳 島 県	0	0		—	—
香 川 県	2	50	坂出市、綾川町	0	4
愛 媛 県	0	0		—	—
高 知 県	0	0		▲ 1	▲ 34
福 岡 県	0	0		—	—
佐 賀 県	0	0		▲ 1	▲ 19
長 崎 県	0	0		—	—
熊 本 県	0	0		▲ 1	▲ 17
大 分 県	10	1,381	大分市、別府市、日田市、佐伯市、竹田市、杵築市、宇佐市、由布市、国東市、玖珠町	▲ 1	▲ 182
宮 崎 県	4	393	小林市、日向市、串間市、えびの市	0	▲ 3
鹿 児 島 県	10	1,838	鹿児島市、枕崎市、指宿市、西之表市、垂水市、薩摩川内市、霧島市、南さつま市、奄美市、天城町	▲ 1	▲ 165
沖 縄 県	1	13	名護市	0	▲ 41
合 計	85	10,525		▲ 18	▲ 1,923

※ 1 指定都市を除いた市区町村の状況である。

2 「対前年度比」欄の「—」は、平成23年4月1日時点も「わたり」の制度がなかったことを示す。

「わたり」の制度を廃止済みの団体（経過的に実態が残っているもの）

平成24年4月1日現在

1 都道府県

北海道、青森県、岩手県、秋田県、山形県、福島県、埼玉県、千葉県、新潟県、長野県、愛知県、京都府、
島根県、熊本県、沖縄県

2 指定都市

浜松市、熊本市

3 市町村（指定都市を除く）

北海道	旭川市、帯広市、苫小牧市、士別市、石狩市、松前町、木古内町、七飯町、せたな町、余市町、 奈井江町、長沼町、新十津川町、鷹栖町、美瑛町、小平町、美幌町、中標津町
青森県	弘前市、黒石市
岩手県	久慈市、釜石市、金ケ崎町
秋田県	秋田市、男鹿市
山形県	米沢市、鶴岡市、酒田市、上山市、村山市、天童市、南陽市、河北町、大江町
福島県	郡山市
茨城県	下妻市、茨城町
栃木県	小山市、真岡市、益子町
群馬県	東吾妻町
千葉県	大多喜町
東京都	武蔵野市、小平市、日野市、東久留米市
神奈川県	横須賀市、小田原市
新潟県	上越市、湯沢町
富山県	魚津市
長野県	伊那市
滋賀県	竜王町
京都府	城陽市、八幡市、久御山町
大阪府	岸和田市、池田市、吹田市、守口市、枚方市、八尾市、泉佐野市、寝屋川市、河内長野市、和泉市、羽曳 野市、門真市、四條畷市、交野市、熊取町
奈良県	田原本町
鳥取県	米子市、境港市
岡山県	津山市
広島県	呉市、東広島市
徳島県	阿南市
香川県	丸亀市、多度津町
高知県	安芸市、四万十市、香南市、香美市、奈半利町、馬路村、大豊町、越知町、三原村
大分県	中津市、由布市、日出町
宮崎県	西都市
鹿児島県	鹿屋市、出水市、いちき串木野市、伊佐市
沖縄県	石垣市、浦添市、沖縄市、うるま市

※ 参考3-②、参考3-③と重複がある団体は、「わたり」の制度が一部残っている団体である。

<参考4－①>

地方公務員の自宅に係る住居手当について

全地方公共団体の6割の団体（1,074団体／1,789団体、60.0%）が、自宅に係る住居手当を廃止している。

国においては、平成21年に自宅に係る住居手当が廃止されており、総務省としては、地方公共団体においても、廃止を基本とした見直しを行うことを助言している。

自宅に係る住居手当の状況（平成24年4月1日時点）

区 分	制度がない団体	経過措置を設けている団体	制度が残っている団体	区分別団体数
全 団 体	1,074団体 (60.0%)	80団体 (4.5%)	635団体 (35.5%)	1,789団体
都道府県	22団体 (46.8%)	8団体 (17.0%)	17団体 (36.2%)	47団体
指定都市	3団体 (15.0%)	1団体 (5.0%)	16団体 (80.0%)	20団体
市町村	1,049団体 (61.7%)	71団体 (4.2%)	579団体 (34.1%)	1,699団体
特別区	0団体 (0.0%)	0団体 (0.0%)	23団体 (100%)	23団体

※割合は、区分別団体数に対するものである。

<参考4－②>

自宅に係る住居手当の状況について<都道府県>

平成24年4月1日現在

区分	制度がない団体	制度は廃止したが 経過措置を設けている団体	制度が 残っている団体
北海道	○		
青森県	○		
岩手県	○		
宮城県	○		
秋田県	○		
山形県	○		
福島県	○		
茨城県		○	
栃木県		○	
群馬県		○	
埼玉県	○		
千葉県		○	
東京都			○
神奈川県			○
新潟県	○		
富山県			○
石川県			○
福井県			○
山梨県	○		
長野県		○	
岐阜県	○		
静岡県	○		
愛知県	○		
三重県		○	
滋賀県			○
京都府	○		
大阪府	○		
兵庫県			○
奈良県			○
和歌山県			○
鳥取県	○		
島根県	○		
岡山県		○	
広島県			○
山口県			○
徳島県	○		
香川県	○		
愛媛県			○
高知県	○		
福岡県			○
佐賀県	○		
長崎県	○		
熊本県			○
大分県			○
宮崎県			○
鹿児島県		○	
沖縄県			○
合 計	22	8	17

<参考4－③>

自宅に係る住居手当の状況について<指定都市>

平成24年4月1日現在

区分	制度がない団体	制度は廃止したが 経過措置を設けている団体	制度が残っている団体
札幌市			○
仙台市		○	
さいたま市			○
千葉市			○
横浜市			○
川崎市			○
相模原市			○
新潟市	○		
静岡市	○		
浜松市	○		
名古屋市			○
京都市			○
大阪市			○
堺市			○
神戸市			○
岡山市			○
広島市			○
北九州市			○
福岡市			○
熊本市			○
合 計	3	1	16

<参考4－④>

自宅に係る住居手当の状況<市区町村(指定都市を除く)>

平成24年4月1日現在

区分	制度がない団体	制度は廃止したが 経過措置を設けている団体	制度が残っている団体	市区町村数
北海道	43	7	128	178
青森県	40	0	0	40
岩手県	33	0	0	33
宮城県	33	1	0	34
秋田県	25	0	0	25
山形県	35	0	0	35
福島県	58	0	1	59
茨城県	38	1	5	44
栃木県	18	3	5	26
群馬県	32	3	0	35
埼玉県	24	0	38	62
千葉県	11	21	21	53
東京都	9	0	53	62
神奈川県	4	1	25	30
新潟県	29	0	0	29
富山県	6	0	9	15
石川県	17	0	2	19
福井県	15	0	2	17
山梨県	25	0	2	27
長野県	73	3	1	77
岐阜県	42	0	0	42
静岡県	19	2	12	33
愛知県	40	1	12	53
三重県	17	2	10	29
滋賀県	14	1	4	19
京都府	18	0	7	25
大阪府	27	10	4	41
兵庫県	6	0	34	40
奈良県	27	0	12	39
和歌山県	18	1	11	30
鳥取県	18	0	1	19
島根県	19	0	0	19
岡山県	20	1	5	26
広島県	8	4	10	22
山口県	5	0	14	19
徳島県	24	0	0	24
香川県	14	2	1	17
愛媛県	5	0	15	20
高知県	34	0	0	34
福岡県	8	1	49	58
佐賀県	19	0	1	20
長崎県	12	3	6	21
熊本県	24	2	18	44
大分県	1	0	17	18
宮崎県	17	0	9	26
鹿児島県	22	1	20	43
沖縄県	3	0	38	41
合 計	1,049	71	602	1,722

<参考5>

地方公務員の地域手当について

全地方公共団体の2割強の団体（417団体／1,789団体、23.3%）において、地域手当を支給している。

地域手当を支給している団体のうち、

- 国基準と同様の支給率である団体は、280団体（15.7%）
- 国基準を上回る支給率である団体は、81団体（4.5%）
- 国基準を下回る支給率である団体は、65団体（3.6%）

地域手当の支給状況（平成24年4月1日時点）

区 分	地域手当 支給団体数	国基準と比較			区分別 団体数
		同様	上回る	下回る	
全 団 体	417 (23.3%)	280 (15.7%)	81 (4.5%)	65 (3.6%)	1,789
都道府県	27 (57.4%)	5 (10.6%)	1 (2.1%)	24 (51.1%)	47
指定都市	18 (90.0%)	14 (70.0%)	0 (0%)	4 (20.0%)	20
市町村	349 (20.5%)	238 (14.0%)	80 (4.7%)	37 (2.2%)	1,699
特別区	23 (100.0%)	23 (100.0%)	0 (0%)	0 (0%)	23

※国支給地域であるが、実際には地域手当を支給していない団体（9団体）が一部みられるため、地域手当支給団体数欄から除いている。

※割合は、区分別団体数に対するものである。

国基準を上回る支給率の団体について

全地方公共団体（1, 789団体）のうち、

○国基準を上回る支給率である団体は、81団体（4.5%）

○都道府県 47団体中 1団体（2.1%）

○市町村 1, 699団体中 80団体（4.7%）

※指定都市及び特別区については、該当団体無し。

※割合は、全地方公共団体に対するものである。

国基準を上回る支給率の団体

都道府県

東京都のみ

市町村

以下の14都道府県、80団体が該当。

都道府県名	団体数	市町村名
茨城県	1	東海村
栃木県	1	宇都宮市
群馬県	2	前橋市、高崎市
埼玉県	9	熊谷市、川口市、所沢市、加須市、草加市、戸田市、朝霞市、久喜市、三芳町
千葉県	9	木更津市、佐倉市、柏市、市原市、流山市、鎌ヶ谷市、君津市、富里市、芝山町
東京都	9	三鷹市、小金井市、東久留米市、武蔵村山市、羽村市、瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩村
神奈川県	13	平塚市、藤沢市、小田原市、綾瀬市、葉山町、寒川町、中井町、大井町、山北町、開成町、箱根町、愛川町、清川村
山梨県	1	昭和町
静岡県	8	富士宮市、富士市、焼津市、藤枝市、湖西市、清水町、長泉町、小山町
愛知県	13	岡崎市、碧南市、安城市、西尾市、東海市、大府市、知立市、高浜市、みよし市、長久手市、東浦町、武豊町、幸田町
三重県	5	亀山市、菰野町、朝日町、川越町、明和町
京都府	4	向日市、木津川市、大山崎町、久御山町
兵庫県	3	明石市、稲美町、播磨町
福岡県	2	宗像市、苅田町